

相談役・顧問に関する規程

第1条（目的）

相談役および顧問の委嘱条件等に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条（基準）

会社は業務の必要に応じ、役員経験者または学識経験者などを以下の基準に基づいて、それぞれ相談役および顧問（以下「相談役等」という）に委嘱する。

相談役は取締役社長の職にあった者

顧問には取締役以上もしくは監査役の職にあった者、または学識経験者等

第3条（任免）

相談役等の任免は取締役会の決議によるものとする。

第4条（任期）

相談役等の任期は2年間とする。ただし、重複を妨げないものとする。

第5条（任務）

相談役等はそれぞれ取締役社長の特命事項を管掌する。

第6条（非常勤の原則）

相談役等は非常勤を原則とする。

第7条（報酬）

相談役等の報酬および賞与については、それぞれの業務に応じて取締役社長が決定する。

第8条（出張）

相談役等が社用のため出張する場合は「役員出張旅費規程」を準用する。

第9条（退職手当不支給）

相談役等には、退職手当を支給しないことを原則とする。

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。